

平成 28 年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

目 次

監査結果に基づく措置

1	健康福祉部	健康医療課	・・・・・・・・	1
2	上下水道部	上下水道総務課	・・・・・・・・	2

監査結果に基づく措置

1 健康福祉部

<財務監査>

健康医療課

【指 摘 事 項】（指摘年月日：平成 28 年 5 月 27 日）

平成 26 年度浜松市がん患者在宅医療等促進事業費補助金について、交付決定額 125,000 円に対して 118,000 円で交付確定しているが、同補助金交付要綱第 8 条に規定する補助金変更申請書の提出がなく、補助金変更決定手続きがされていない。

【措 置】（報告年月日：平成 28 年 6 月 30 日）

浜松市がん患者在宅医療等促進事業費補助金交付要綱第 8 条に規定する変更の交付申請の基準が明確でなかったため、平成 28 年 4 月 1 日付けで要綱の改正を行いました。

今後は、複数職員による確認を徹底し、補助金交付要綱に基づき適正な事務処理をしてまいります。

2 上下水道部

<随時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)>

上下水道総務課

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 27 年 9 月 17 日)

固定資産について(水道事業)

次の不用車両について、所管課から所属換えの協議を受けたにもかかわらず、除却処理をしていない。

(単位：円)

資産番号	資産名称	取得価額	償却累計額	償却未済高
6144	自動車	1,023,447	972,275	51,172
6399	軽自動車	547,000	519,650	27,350
6423	小型貨物自動車	785,000	745,750	39,250
6621	軽貨物車	480,000	456,000	24,000
7448	車両運搬具	1,548,000	1,470,600	77,400
8285	軽自動車(バンタイプ)	583,500	554,325	29,175
8651	軽貨物車	1,430,000	1,358,500	71,500
8833	軽貨物車	600,000	570,000	30,000
合 計		6,996,947	6,647,100	349,847

【措 置】(報告年月日：平成 28 年 6 月 22 日)

固定資産(車両)について、所管課から所管換えの協議を受けた時点で使用状況等を確認し、事業に供しないと判断したものについては当該年度の決算整理により除却処理すべきところ、売却年度において除却処理すると判断したことによるものです。

指摘事項の固定資産については、平成 27 年度末の決算整理において除却処理をいたしました。

今後は、所管課から所管換えの協議を受けた固定資産の取扱いについて、速やかに使用状況等を確認するとともに、事業に供しないと判断したものは適正に除却処理をしてまいります。

【指 摘 事 項】（指摘年月日：平成 27 年 9 月 17 日）

受贈財産について(下水道事業)

受贈財産の資産評価は、消費税抜きの建設価格を基に経過年数を反映した減価償却累計相当額を控除した額を帳簿価額としなければならないが、消費税込みの額及び減価償却累計相当額を控除していない額を計上している。

(単位：円)

区 分	正	誤	消費税額誤謬 による差額	減価償却累計額 誤謬による差額
帳簿価額	278,691,469	283,101,578	△ 342,424	△ 4,067,685
件 数	130	130	7	59

【措 置】（報告年月日：平成 28 年 6 月 22 日）

受贈財産の資産評価について、消費税込みの額及び償却累計相当額を控除していない額により計上していたことは認識不足によるものです。

指摘事項の受贈財産については、消費税抜きの建設価格を基とした減価償却累計相当額を控除した額となるよう、振替処理により速やかに修正いたしました。

今後は、第三者による確認を徹底するほか、受贈財産の受入時の事務マニュアルを作成するとともに周知徹底を図ることで、適正な事務処理に努めてまいります。